

第18回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 4月22日(木) 9:30~11:30

◇場所

奈良県文化会館 第3会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

(全般にわたっての検討)

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- ・ 自己情報の訂正制度
 - 開示の実施からかなりの期間が経った場合には個人情報の内容が開示の実施のときと異なっていることがあるため、訂正請求をすることができる期限を設けることが適当ではないか。
 - 個人情報が外部提供されている場合において、その個人情報の訂正を実施したときは、提供先において誤ったままの情報が使われるおそれがあるため、必要に応じて提供先にその旨を通知することが必要ではないか。
- ・ 自己情報の利用停止請求制度
 - 個人情報のより一層の保護を図るため、開示請求権や訂正請求権とともに、一連の本人関与の制度として、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる条例上の権利を設けることが必要ではないか。
 - 請求対象については、現行の是正の申出制度の対象を基本とすることが適当ではないか。
 - 請求に係る手続等については、開示請求や訂正請求の制度に準じて整備することが必要ではないか。

- ・ 職員、受託業務従事者に対する罰則
 - 実施機関におけるより一層の個人情報の適正な取扱いを確保するためには、実施機関の職員について、行政機関法と同様の罰則規定を設けることが適当ではないか。
 - 受託業務に従事する者についても、実施機関の職員と同様の罰則規定を設けることが適当ではないか。
 - 処罰の対象とする者の範囲をはじめ犯罪構成要件について十分に検討、精査する必要があるのではないか。
 - ・ 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - 民間事業者が取り扱う個人情報の保護については、個人情報保護法で一般的なルールが設けられたことから、今後はこのルールにより保護が図られるべきものではないか。
 - 個人情報保護法では小規模事業者は規制の対象となっていないが、取り扱う個人情報の量により保護の重要性がかわるものではないため、必要に応じて県が指導をしていくことが求められるのではないか。
 - 事業者に対し、区域の実情に応じた措置を講ずる場合には、法との整合性や事業活動の広域性に配慮する必要があるのではないか。
-